記載例1

確定申告をした上場株式等に 係る配当所得について市民 税・県民税は全て申告しない 場合

特定配当等・特定株式譲渡所得金額申出書 記載例

記載例2

確定申告をした上場株式等に 係る配当所得・譲渡所得につ いて市民税・県民税は一部課 税方式を変更する場合

		/0 / *****	—
特正配当寺・ [*]	(元) 335 MH UP.	79. 77. 8 7 FF	\mathbf{H}
47 /F UL — TE * '	. TT 178 719 F11	1 -1 7 7 7 7 1 111	

(市民税・	県民税申出書)	
-------	---------	--

年度(

年分相当分)

申出者 氏名

住所

ご提出にあたっては、特定口座年間取引報告書(コピー可)の添付をお願いします。 税務署へ提出済の場合は、下記の※にチェックをして下さい。

1. 該当する課税方式の選択にチェックをお願い致します。

私は所得税の確定申告を行った上場株式等に係る

☑ 配当所得

□ 譲渡所得

□ 配当所得·譲渡所得

市民税・県民税は

- ☑ 全額申告不要 [例: 廊総合課税⇒⊕申告しない]
- □ 課税方式の変更 [例: ๑総合課税⇒電分離課税]

を選択します。

について

- ※ □ 特定口座年間取引報告書は税務署に提出済
- 2. 確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得

○確定申告した(予定含む)上場株	式等の所得	※損益通算前	住民税の源泉徴収税額
	総合課税分	144,536円	7,216円
上場株式等の配当所得等	分離課税分	PI	В
上場株式等の譲渡所得等	辛	H	Ħ

3. 上記の確定申告した(予定含む)上場株式の所得について、市民税・県民税では下記の所得といたします。

		※損益通算前	住民税の源泉徴収税額
	総合課税分		0円 申告書裏「図配当制額又は株式譲渡所得割額 の控除に関する事項」に転記ください (9138)
上場株式等の配当所得等	分離課税分	申告書裏「分離課税に関する事項-E」に転記ください	申告書裏「回配当削額又は株式譲渡所得割額 の控除に関する事項」に転配ください (9138)
上場株式等の譲渡	所得等	円 申告書裏「分離課税に関する事項-E」に転 記ください	円 中告書裏「回配当期額又は株式譲渡所得割額 の控除に関する事項」に転配ください (9238)

特定配当等・特定株式等譲渡所得金額甲出青

(市民税・県民税申出書)

年度(

年分相当分)

申出者 氏名

市民税・県民税は

住所

ご提出にあたっては、特定口座年間取引報告書(コピー可)の添付をお願いします。 税務署へ提出済の場合は、下記の※にチェックをして下さい。

1. 該当する課税方式の選択にチェックをお願い致します。

私は所得税の確定申告を行った上場株式等に係る

☑ 配当所得 □ 譲渡所得

について

□ 配当所得·譲渡所得

□ 課税方式の変更 [例: ⑥総合課税⇒⑥分離課税]

☑ 全額申告不要 [例:⑩総合課税⇒亀申告しない]

を選択します。

- ※ □ 特定口座年間取引報告書は税務署に提出済
- 2. 確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得

○確定申告した(予定含む)上場を	株式等の所得	※損益通算前	住民税の源泉徴収税額
	総合課税分	144,536円	7,216円
上場株式等の配当所得等	分離課税分	н	н
上場株式等の譲渡所得	等	1,775,442円	100,876円

3. 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式の所得について、市民税・県民税では下記の所得といたします。

		※損益通算前	住民税の源泉徴収税額
	総合課税分	0円 申告書表「所得金額オ-5」に転記ください	○ 円 申告書裏「回配当制額又は株式譲渡所得割額 の控除に関する事項」に転配ください(9138)
上場株式等の配当所得等	分離課税分	円 申告書裏「分離課税に関する事項-E」に転 記ください	円 中告書裏「回配当割額又は株式譲渡所得割額 の控除に関する事項」に転記ください(9138)
上場株式等の譲渡	所得等	1,775,442円 申告書裏「分離課税に関する事項-E」に転 記ください	

申告書転記方法【表-記載例2の場合】

申告書 表 給与所得控除 給与 公的年金等 公的年金等控除 営業等 農業 不動産 利子 金 額 配当 分離課税に係る所得等のある方は、裏面アの分離 課税に関する事項に記入してください。 長期 ☑所得税の確定申告書をした上場株式: に係る配当所得・譲渡所得について市 総合課税の譲渡・一時 ケ + { (コ+サ) 民税・県民税は申告不要制度を選択し 6+7+1+2+3+4+5+8

申告書 裏

	所得の種類	-	所得の生ずる場所	Т	Α	収入金額		В	业	要経	費			С	差引	金額	(A-B)	D	特別控	除額	E 所得	金額 (C-D)
Ŀ	場株式譲渡所	f得	1																		$\begin{bmatrix} 1 & 7 & 7 \end{bmatrix}$	5, 442
																						,
1	給与所得の	内部					•							Ī	特例	適用	条文				•	
日給	など給与所得のある人で	、源泉	・ 徴収票のない人は記入してくださ	いり	, 扶達	控除追加 記	己入欄											※別居の扶養	親族を刊	「掲する場合	合、氏名と住所をご記	入ください。
月	日給	勤務 日数	月収	Ш,	フリガ	-		生年 月日					年		月	B	住所					
1					氏名			個人番号		Τ			П		\prod	I	続柄	同	居・別	居 身体	▶・精神・療育(≉	()・認定 (特・普)
2					フリガ	-		生年 月日					年		月	B	住所					
3					氏名					個人 番号							統柄	同	居・別	居 身件	本・精神・療育(彩	i) ・認定 (特 · 普)
4				_	- 聖元	1割額又は	4.才笙:雜》) ()	24.生	訓婚)	才 盾	2当	所得	に関する	事			
5						除に関する		IXI)I	14.E	тты					配当所 の種類	4	所得0	の生ずる場所		払確定 月	収入金額	必要経費
6				配当	割額又は株	保る所得金額、特定株3 式等護後所得割額の控制 式等譲後所得割 <u>額を書き</u>	余を受けようとする							\lfloor								
7					配当割	頂控除額			0													
8				株	式等譲渡形	得割額控除額	1	0 (),	8 7	6											

注意事項

- 対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む)と住民税 5% の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものとなります(所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません)
- 源泉口座における上場株式等の譲渡による所得とその源泉口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得等のいずれかのみを申告することができます。ただし、源泉徴収口座における上場株式等を譲渡したことにより譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る配当所得も併せて申告しなければなりません。
- 申出書の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、市民税課職員よりお 電話等でお尋ねをする場合があります。

お問い合わせ先

市民税課 ☎096-328-2181